

令和元年度 「マドリッド協定議定書に基づく国際商標出願
に関する手続の情報収集作業 報告書 (タイ)」 正誤表

令和3年7月

標記報告書に記載の内容について、一部実務の運用と異なる点がございましたので、以下のとおり訂正いたします。
なお、特許庁ホームページに掲載している標記報告書には、訂正を反映いたしました。

【訂正箇所】 16 ページ目

誤	正
<p>(1) 現地代理人の必要性の有無 タイを領域指定した国際登録に関し、暫定的拒絶通報や異議申立への対応が求められる場合、名義人は、現地代理人を選任し、現地代理人を通して手続する必要がある。選任にあたっては公証付の委任状が求められる。</p> <p>(2) 国際登録出願名義人本人が現地代理人なしでできる手続 上述のとおりタイを領域指定した国際登録に関する手続については、原則、現地代理人を通して行う必要があり、暫定的拒絶通報への各種対応に関しても同様である。ただし、商品及び役務の一覧表の減縮の記載の請求書 (MM6) を WIPO 国際事務局に提出することで名義人自身が指定商品・役務の減縮手続を行うことも可能である。しかしタイ知的財産局 (DIP) は、MM6 の提出による拒絶通報への対応よりも現地代理人を通じて DIP に直接手続を執ることを推奨している。MM6 を提出する場合には、その旨をタイ知的財産局 (DIP) に通知することが望ましい。</p>	<p>(1) 現地代理人の必要性の有無 タイを領域指定した国際登録に関し、暫定的拒絶通報や異議申立への対応が求められる場合、名義人は、現地代理人を選任し、現地代理人を通して手続する必要がある。タイ知的財産局 (DIP) は、MM6 の提出による拒絶通報への対応は認めていない。選任にあたっては公証付の委任状が求められる。</p> <p>※ (2) の見出しを削除したことに伴い、(3) 及び (4) の記載をそれぞれ (2) 及び (3) に繰り上げた。</p>